

2023年10月12日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

恵比寿ネオナート

ジャパン・ホテル・リート投資法人

代表者名 執行役員

増田 要

(コード番号：8985)

資産運用会社名

ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長

古川 尚志

問合せ先 取締役 財務企画本部長 花村 誠

TEL：03-6422-0530

規約の一部変更及び役員を選任に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した役員会において、規約の一部変更及び役員を選任に関して、2023年11月22日開催予定の第12回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の一部変更について

変更の主な内容及び理由は以下のとおりです。

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、同日付で投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を確認的に追加するものです（規約変更案第9条第5項）。また、この電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲に関して、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則により記載しないことが許容される事項についてはその全部又は一部を記載しないことができるようにするための規定を追加するものです（規約変更案第9条第6項）。
- (2) 役員会の議事録の作成にあたり、事務の効率化・合理化を目的として、議事録への電子署名を可能とするために、関連する規定を変更するものです（規約変更案第21条第2項）。
- (3) 本投資法人の投資手段の多様化及び更なる投資機会の拡大を実現するために、投資制限の対象となる有価証券及び金銭債権の範囲について限定するよう、関連する規定を変更するものです（規約変更案第29条第1項）。
- (4) 上記の規約変更に伴う定義語の移動や表現の明確化のために字句の調整を行うものです（規約変更案第27条第5項、第32条第1項第9号及び同条第2項第3号、並びに第40条第2項）。

2. 役員を選任について

執行役員1名（増田 要）から任期調整のため、監督役員2名（御宿 哲也、梅澤 真由美）から任期調整のため、また監督役員1名（香椎 裕人）から本投資主総会の終結の時をもって、それぞれ辞任したい旨の申出があり、執行役員1名及び監督役員3名の選任について議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任について議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者
増田 要 (重任)
- (2) 監督役員候補者
御宿 哲也 (重任)
梅澤 真由美 (重任)
富山 暁子 (新任)
- (3) 補欠執行役員候補者
古川 尚志 (注)

(注) 補欠執行役員候補者の古川尚志は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。

(役員選任の詳細につきましては、別紙「第12回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 本投資主総会等の日程

2023年10月12日	本投資主総会提出議案の役員会承認
2023年10月31日	本投資主総会招集通知の発送(予定)
2023年11月22日	本投資主総会(予定)

以 上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://www.jhrth.co.jp/>

【別紙添付】第12回投資主総会招集ご通知

(証券コード：8985)
(発信日)2023年10月31日

投資主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート
ジャパン・ホテル・リート投資法人
執行役員 増田 要

第12回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況に十分ご留意いただき、ご自身の健康状態等をご確認のうえ、本投資主総会への出席の有無をご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資主総会に当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、その場合はお手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年11月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。議案につき賛否の表示がない議決権行使書面を提出された場合は、当該議案について、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも本投資法人現行規約第14条第2項に定める議案に該当しません。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第12回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.jhrth.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

記

1. 日 時：2023年11月22日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所：東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲 Room A+B+C
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

◎近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越してください。

◎当日の駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご出席にあたり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎従前、投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、開催日時点の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が不透明であるため、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ウェブサイト (<https://www.jhrth.co.jp/>) にて第24期中間期（2023年12月期中間期）の決算説明動画及び決算資料、その他最新のファンド情報を掲載しております。
 - ◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記のインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人ウェブサイトに掲載いたします。
 - ◎新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行う場合がございます。以下のとおり感染拡大防止に向けた対応に関するご協力を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。突然の会場使用の制限や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人ウェブサイト (<https://www.jhrth.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願い申し上げます。なお、本投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書用紙による議決権の行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

<ご来場される投資主様へのお願い>

- ご来場の投資主様におかれましては、マスクの着用・アルコール消毒液による手指の消毒・体温測定等の感染防止対策にご協力いただく場合がございます。
- 体温測定により発熱が認められた投資主様や咳などの症状により体調不良と見受けられた投資主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- このほか、本投資主総会の秩序維持及び投資主の皆様のお安全・安心を確保する観点から、必要な措置（座席の間隔の拡大、運営スタッフ等のマスク着用を含みます。）を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、同日付で投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を確認的に追加するものです（規約変更案第9条第5項）。また、この電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲に関して、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則により記載しないことが許容される事項についてはその全部又は一部を記載しないことができるようにするための規定を追加するものです（規約変更案第9条第6項）。
- (2) 役員会の議事録の作成にあたり、事務の効率化・合理化を目的として、議事録への電子署名を可能とするために、関連する規定を変更するものです（規約変更案第21条第2項）。
- (3) 本投資法人の投資手段の多様化及び更なる投資機会の拡大を実現するために、投資制限の対象となる有価証券及び金銭債権の範囲について限定するよう、関連する規定を変更するものです（規約変更案第29条第1項）。
- (4) 上記の規約変更に伴う定義語の移動や表現の明確化のために字句の調整を行うものです（規約変更案第27条第5項、第32条第1項第9号及び同条第2項第3号、並びに第40条第2項）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を次のとおり変更するものです。

(変更箇所は下線の部分のとおりです。)

現 行 規 約	変 更 案
第3章 投資主総会 (開催及び招集) 第9条 投資主総会は、原則として2年に1回以上開催する。	第3章 投資主総会 (開催及び招集) 第9条 投資主総会は、原則として2年に1回以上開催する。

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員会</p> <p>(決議等)</p> <p>第21条 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行う。</p> <p>2. 役員会に関する議事については、法令に従い議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>6. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、第15条第1項に基づき定められる議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 役員会</p> <p>(決議等)</p> <p>第21条 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行う。</p> <p>2. 役員会に関する議事については、法令に従い議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="261 300 719 333">第7章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="220 387 363 421">(投資態度)</p> <p data-bbox="199 432 783 1995">第27条 本投資法人は、ホテル用不動産等に対して投資する（ホテル用不動産等とは、全部又は一部がホテルの用に供される不動産又は当該不動産にかかる不動産同等物（第28条第2項第2号に定義する。以下同じ。）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（不動産等（第28条第2項第2号に定義する。以下同じ。）及び不動産対応証券（第28条第2項第3号に定義する。）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）。また、全部又は一部が、①リゾート施設等、②家具等の備置その他一定の環境整備等がなされた上で賃貸される住居若しくは提供される宿泊施設、又は③賃借人若しくは利用者に対してフロントサービス等一定のサービスを提供することのある住居若しくは宿泊施設の用に供される不動産又は当該不動産にかかる不動産同等物が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対しても投資することができる。但し、複数の不動産、不動産の賃借権又は地上権が社会経済上の観点において一体的に利用されうる場合において、そのいずれかの全部又は一部がホテル又は上記①乃至③の用に供されるものであるときは、関連するホテル用不動産等の全部又は一部の取得又は保有を条件として、当該複数の不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又はこれらにかかる不動産同等物が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産の全部又は一部を取得することができる。</p>	<p data-bbox="871 300 1329 333">第7章 資産運用の対象及び方針</p> <p data-bbox="829 387 973 421">(投資態度)</p> <p data-bbox="809 432 1393 1995">第27条 本投資法人は、ホテル用不動産等に対して投資する（ホテル用不動産等とは、全部又は一部がホテルの用に供される不動産又は当該不動産にかかる不動産同等物（第28条第2項第2号に定義する。以下同じ。）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（不動産等（第28条第2項第2号に定義する。以下同じ。）及び不動産対応証券（第28条第2項第3号に定義する。）をいう。以下同じ。）。また、全部又は一部が、①リゾート施設等、②家具等の備置その他一定の環境整備等がなされた上で賃貸される住居若しくは提供される宿泊施設、又は③賃借人若しくは利用者に対してフロントサービス等一定のサービスを提供することのある住居若しくは宿泊施設の用に供される不動産又は当該不動産にかかる不動産同等物が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対しても投資することができる。但し、複数の不動産、不動産の賃借権又は地上権が社会経済上の観点において一体的に利用されうる場合において、そのいずれかの全部又は一部がホテル又は上記①乃至③の用に供されるものであるときは、関連するホテル用不動産等の全部又は一部の取得又は保有を条件として、当該複数の不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又はこれらにかかる不動産同等物が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産の全部又は一部を取得することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）第116条の2に定める場合において、<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u>（以下「投信法施行規則」という。）第221条の2第1項に定める法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得することができるものとする。</p> <p>(投資制限)</p> <p>第29条 前条第3項に掲げる有価証券及び金銭債権等は、安全性及び換金性又は前条第2項に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>第32条 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、投資信託協会が定めるその他の規則等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）第116条の2に定める場合において、<u>投信法施行規則</u>第221条の2第1項に定める法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得することができるものとする。</p> <p>(投資制限)</p> <p>第29条 前条第3項第3号④に掲げる有価証券及び同項第5号③に掲げる金銭債権等は、<u>安全性及び換金性</u>又は前条第2項に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>第32条 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、投資信託協会が定めるその他の規則等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1)～(8) (記載省略)</p> <p>(9) デリバティブ取引にかかる権利 (第28条第3項第8号に定めるもの) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。 但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、<u>金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10)～(11) (記載省略)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る権利 (本条第1項第9号に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合) 本条第1項第9号に定める価額</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p>(9) デリバティブ取引にかかる権利 (第28条第3項第8号に定めるもの) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。 但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、<u>また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10)～(11) (現行どおり)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る権利 (本条第1項第9号<u>但書</u>に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合) 本条第1項第9号<u>本文</u>に定める価額</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="292 297 691 331">第 8 章 業務及び事務の委託</p> <p data-bbox="199 387 782 461">(資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託)</p> <p data-bbox="199 472 782 667">第40条 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用にかかる業務を資産運用会社に、また、資産の保管にかかる業務を資産保管会社に委託する。</p> <p data-bbox="268 678 782 913">2. 本投資法人は、資産の運用及び保管にかかる業務以外にかかる事務であって投信法により第三者に委託しなければならない事務（以下「<u>一般事務</u>」という。）については、第三者に委託する。</p> <p data-bbox="199 969 504 1485"> 制定：2005年11月4日 改定：2006年3月28日 改定：2007年9月11日 改定：2009年9月8日 改定：2010年12月16日 改定：2012年2月24日 改定：2013年11月28日 改定：2015年11月26日 改定：2017年11月22日 改定：2019年11月22日 改定：2020年12月23日 改定：2021年11月25日 </p>	<p data-bbox="903 297 1302 331">第 8 章 業務及び事務の委託</p> <p data-bbox="810 387 1393 461">(資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託)</p> <p data-bbox="810 472 1393 667">第40条 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用にかかる業務を資産運用会社に、また、資産の保管にかかる業務を資産保管会社に委託する。</p> <p data-bbox="879 678 1393 869">2. 本投資法人は、資産の運用及び保管にかかる業務以外にかかる事務であって投信法により第三者に委託しなければならない事務については、第三者に委託する。</p> <p data-bbox="810 969 1115 1529"> 制定：2005年11月4日 改定：2006年3月28日 改定：2007年9月11日 改定：2009年9月8日 改定：2010年12月16日 改定：2012年2月24日 改定：2013年11月28日 改定：2015年11月26日 改定：2017年11月22日 改定：2019年11月22日 改定：2020年12月23日 改定：2021年11月25日 改定：2023年11月22日 </p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員増田要から、任期調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において執行役員1名の選任をお願いするものです。執行役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書及び投信法第99条第2項の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2023年10月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当
(ます だ かなめ) 増田 要 (1963年4月25日)	1990年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）
	1998年10月 メリルリンチ日本証券株式会社
	2000年11月 同社 法務部長（ジェネラル・カウンセラー）
	2001年3月 同社 執行役員（兼務）
	2002年8月 米国コロンビア大学 法科大学院 入学
	2003年5月 同大学 法科大学院 修了（LL. M.）
	2006年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録
	2008年2月 増田パートナーズ法律事務所 設立 代表パートナー（現職）
	2008年6月 株式会社じぶん銀行 社外監査役
	2010年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 執行役員
	2012年2月 コモンズ投信株式会社 社外監査役（現職）
	2014年10月 株式会社クロスワープ 社外監査役
	2015年11月 ジャパン・ホテル・リート投資法人 執行役員（現職）
	2016年3月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役（独立役員） 監査等委員（現職）
2019年4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 社外監査役（現職）	
2021年6月 野村証券株式会社 社外取締役 監査等委員（現職）	
2023年6月 一般財団法人花まる・伸生育英財団 監事（現職）	

- (注) 1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、増田パートナーズ法律事務所の代表パートナーを兼務しております。
3. 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

4. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の職務執行を行っております。
5. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監督役員3名選任の件

本投資法人の監督役員御宿哲也及び梅澤真由美から、任期調整のため、また、監督役員香椎裕人から、本投資主総会の終結の時をもってそれぞれ辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において監督役員3名の選任をお願いするものです。監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書及び投信法第101条第1項但書の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位
1	(みしくてつや) 御宿哲也 (1965年5月30日)	1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 飯沼総合法律事務所 2000年12月 同法律事務所パートナー 2002年9月 中央大学兼任講師 2003年11月 静岡県弁護士会に登録変更・あおば法律事務所パートナー 2005年11月 日本ホテルファンド投資法人（現ジャパン・ホテル・リート投資法人）監督役員（現職） 2005年12月 株式会社エーツー 非常勤監査役 2007年3月 株式会社ヒーリングエンターテイメント 非常勤監査役（現職） 2010年8月 葵タワー法律事務所（現御宿・長町法律事務所）代表（現職） 2010年9月 株式会社小池弥太郎商店 社外監査役（現職） 2011年8月 株式会社エーツー 社外取締役（現職） 2016年11月 株式会社テム・リアルター 社外監査役（現職） 2018年11月 株式会社GRANDE 代表取締役（現職） 2021年6月 株式会社ASLOG 社外監査役（現職） 2022年3月 株式会社和Tree 社外監査役（現職）

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位	
2	(うめ ざわ ま ゆ み) 梅 澤 真由美 (1978年11月8日)	2002年10月 2006年 5月 2006年 7月 2007年 5月 2012年 2月 2013年 5月 2015年 2月 2016年 7月 2016年 7月 2017年12月 2019年11月 2021年 4月 2022年 3月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 公認会計士登録 梅澤公認会計士事務所（現公認会計士梅澤真由美事務所）代表（現職） 日本マクドナルド株式会社 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 ディズニーストア部門ファイナンスマネージャー オーストラリアボンド大学経営大学院（MBA）入学 同大学大学院（MBA）修了 管理会計ラボ（現管理会計ラボ株式会社）代表取締役（現職） Retty株式会社 社外監査役 同社 社外取締役監査等委員 ジャパン・ホテル・リート投資法人 監督役員（現職） ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役（現職） ロイヤルホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員（現職）
3	(とみ やま あき こ) 富 山 暁 子 (1983年10月20日)	2009年12月 2013年10月 2019年 9月 2023年 5月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所 金融庁監督局総務課健全性基準室出向 三村小松法律事務所（現職） アスエネ株式会社 内部監査室（現職）

- (注) 1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者のうち御宿哲也は、御宿・長町法律事務所の代表弁護士及び株式会社GRANDEの代表取締役を兼務しております。
3. 上記監督役員候補者のうち梅澤真由美は、公認会計士梅澤真由美事務所の代表及び管理会計ラボ株式会社の代表取締役を兼務しております。また、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は福原真由美です。

4. 上記監督役員候補者のうち富山暁子は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は小泉暁子です。
5. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
6. 上記監督役員候補者のうち、御宿哲也及び梅澤真由美は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
7. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で、当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者のうち御宿哲也及び梅澤真由美は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。上記監督役員候補者のうち富山暁子は、選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2023年10月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
(ふるかわ ひさし) 古川尚志 (1959年2月14日)	1982年4月 1984年1月 1990年7月 2000年4月 2004年5月 2014年6月	住友不動産株式会社 ビル事業部 同社 米国子会社 モルガン・スタンレー証券会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）投資銀行本部 不動産グループ エグゼクティブ・ディレクター ウォーバーグ・ディロン・リード証券会社（現UBS証券株式会社） 企業金融本部 不動産セクターチーム 共同責任者 エグゼクティブ・ディレクター Rockpoint Group L. L. C. 日本オフィス代表 プリンシパル ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長（現職）

- (注) 1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口456口を所有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
3. なお、本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
4. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で、当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

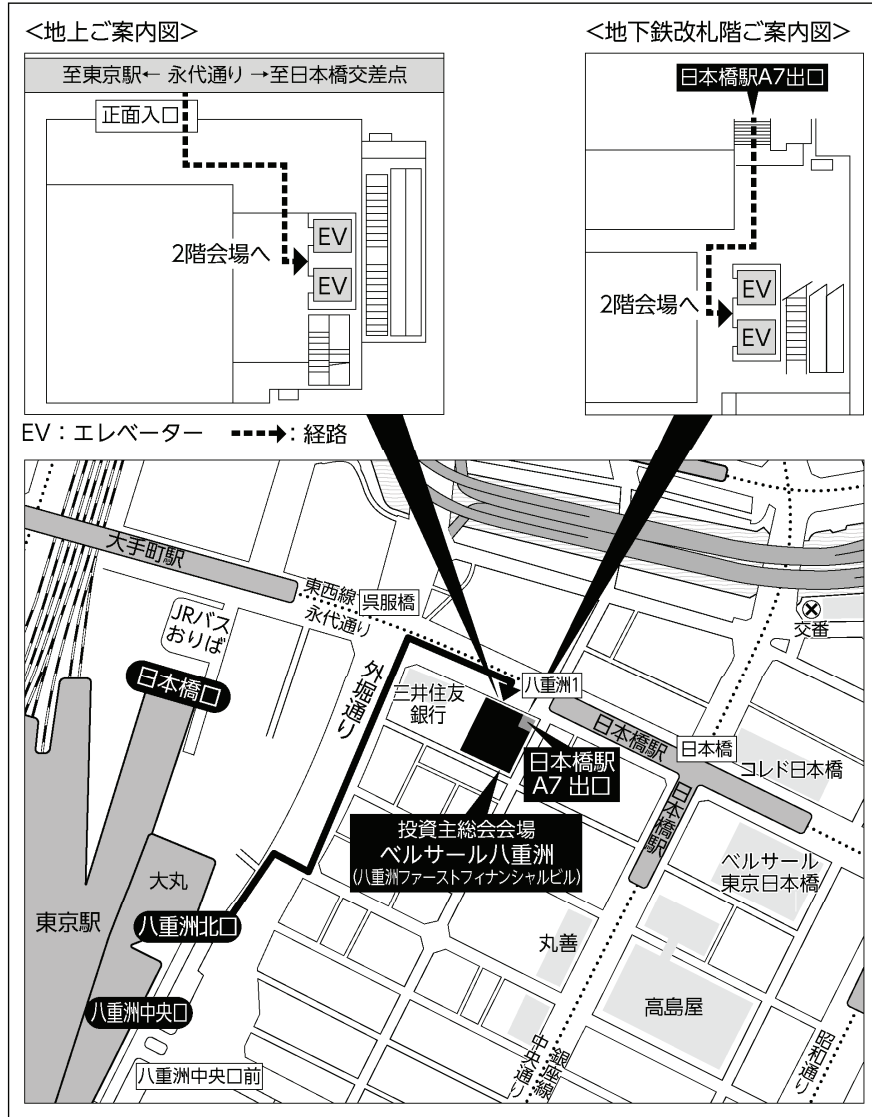
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、規約第14条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。また、本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも規約第14条第2項に規定する議案には該当せず、かつ相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲 Room A+B+C
電話：03-3548-3770



<交通のご案内>

- 「日本橋駅」 A7出口直結（東京メトロ東西線・銀座線・都営浅草線）
- 「東京駅」 八重洲北口徒歩4分（JR線）

- ◎ 当日の駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日はお土産を用意いたしておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は上記の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越しく下さい。